

原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱

府原対第166号
平成25年2月26日
内閣総理大臣決定
〔平成26年2月3日一部改正〕

(通則)

第1条 原子力災害対策施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原子力緊急事態において、その地形的条件から即時避難が容易でないと想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される要援護者等が利用する施設等を対象として、放射性物質又は放射線の異常な放出への対策を講じることによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

(交付対象及び補助率)

第3条 内閣総理大臣は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設の周囲30キロメートルの区域内にある市町村をその区域内に含む都道府県（以下「所在都道府県等」という。）が、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとし、補助金の交付の対象として内閣総理大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設の代替施設として、原子力発電施設の周囲30キロメートルの区域内に設置されるものに対する放射線防護対策の強化に係る事業
- 二 原子力発電施設の周囲30キロメートルの区域内にある離島及び半島に所在する病院、要援護者施設及び災害時に避難先となり得るその他施設（以下「要援護者施設等」という。）に対する放射線防護対策の強化に係る事業
- 三 原子力発電施設の周囲5キロメートルの区域内に所在する要援護者施設等（離島及び半島に所在するものを除く。）に対する放射線防護対策の強化に係る事業
- 四 その他内閣総理大臣が必要と認める施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業

2 補助事業を行う所在都道府県等（以下「補助事業者」という。）は、前項柱書きの市町村又は当該市町村に所在する要援護者施設等を所有する民間団体が行う前項第二号及び第三号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち次項に掲げる経費の範囲内で適当と認める経費について、予算の範囲内で、当該間接補助事業を行う市町村又は民間団体（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助金（補助事業者が内閣総理大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付することができる。

3 補助対象経費の区分は、別表のとおりとし、補助率は、予算の範囲内において定額とする。

(交付の申請)

第4条 所在都道府県等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 所在都道府県等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の

うち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第5条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により所在都道府県等に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 内閣総理大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 所在都道府県等は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって内閣総理大臣に申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による補助事業計画変更承認申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうちいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

三 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を内閣総理大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の報告）

第9条 補助事業者は内閣総理大臣が特に必要と認めて指示したときは、様式第5による補助事業実施状況報告書を内閣総理大臣が指示する期日までに提出しなければならない。

（実績の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第7条第1項第4号の規定に基づく補助事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 内閣総理大臣は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第7条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、補助事業者が期限内に納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補助金の支払)

- 第12条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第11条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 内閣総理大臣は、第7条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命

令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

（取得財産等の管理等）

第15条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第10による取得財産等明細表を第10条に定める報告書に添付して提出するものとする。

3 内閣総理大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

第16条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき内閣総理大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、内閣総理大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補助金調書）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入・支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第12による補助金調書を作成しておかなければならない。

（間接補助金の交付決定の際付すべき条件）

第19条 補助事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第5条から第11条まで及び第13条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

別 表

経費区分	
一	事業費
イ	調査設計費
ロ	土木・建築工事費
ハ	施工管理費
ハ	その他
二	管理費
イ	職員旅費
ロ	会議用会場借上費
ハ	会議費
ニ	その他

(様式第1)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金交付申請書

原子力災害対策施設等整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号。以下「交付要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 交付要綱第3条第1項第1号の事業
- (2) 交付要綱第3条第1項第2号の事業
- (3) 交付要綱第3条第1項第3号の事業

2. 補助事業の計画

- (1) 交付要綱第3条第1項第1号の事業
- (2) 交付要綱第3条第1項第2号の事業
- (3) 交付要綱第3条第1項第3号の事業

3. 補助事業の開始及び完了予定日

4. 補助金交付申請額（経費内訳は別紙）

- (注) (1) 用紙は、日本工業規格A4を使用のこと。
(2) 事業対象施設を確認できる資料を添付すること。
(3) 交付要綱第4条第2項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、上記4. に次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

経費内訳

(単位：千円)

経費の区分	細目	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	内訳	
				補助事業者	間接補助事 業者
1. 事業費	イ 調査設計費				
	ロ 土木・建築工事 費				
	ハ 施工管理費				
	ニ その他				
2. 管理費	イ 職員旅費				
	ロ 会議用会場借上 費				
	ハ 会議費				
	ニ その他				
3. 合計	—				

(様式第2)

番 号
年 月 日

都道府県知事 名 宛

内閣総理大臣 名

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

 - (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算の納付
 - (2) 適正化法第29条から第31条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
 - (4) 当府の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

(様式第3)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費（経費内訳は別紙）

(別紙)

経費内訳

1. 変更前

(単位：千円)

経費の区分	細目	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	内訳	
				補助事業者	間接補助事 業者
1. 事業費	イ 調査設計費				
	ロ 土木・建築工事 費				
	ハ 施工管理費				
	ニ その他				
2. 管理費	イ 職員旅費				
	ロ 会議用会場借上 費				
	ハ 会議費				
	ニ その他				
3. 合計	—				

2. 変更後

(単位：千円)

経費の区分	細目	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	内訳	
				補助事業者	間接補助事 業者
1. 事業費	イ 調査設計費				
	ロ 土木・建築工事 費				
	ハ 施工管理費				
	ニ その他				
2. 管理費	イ 職員旅費				
	ロ 会議用会場借上 費				
	ハ 会議費				
	ニ その他				
3. 合計	—				

(様式第4)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等の状況について、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号）第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業の実施の状況について、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号）第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況の概要
2. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(様式第6)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業が完了しましたので、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号。以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容
2. 補助事業の実施状況
3. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
4. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日
6. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日
7. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日
8. 補助事業の収支決算
別紙収支明細表のとおり。

(注) (1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第15条第2項の規定に基づき、様式第10による取得財産等明細表を添付することとする。
(2) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

経費の 区分	細目	補助事業に要 した経費		補助対象経費				補助金充当額	
		計画 額	実績 額	計画 額	流用 額	流用 後額	実績 額	交付決 定額	実績額
1. 事 業費	イ 調査設 計費								
	ロ 土木・ 建築工事 費								
	ハ 施工管 理費								
	ニ その他								
2. 管 理費	イ 職員旅 費								
	ロ 会議用 会場借上 費								
	ハ 会議費								
	ニ その他								
3. 合 計	—								

(様式第7)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払い請求金額（算用数字を使用すること。）
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

経費の区分	細目	補助事業に要する経費	交付決定		既受領額②	今回請求額③	残額 (①－②＋③)
			補助対象経費	補助金の額①			
1. 事業費	イ 調査設計費						
	ロ 土木・建築工事費						
	ハ 施工管理費						
	ニ その他						
2. 管理費	イ 職員旅費						
	ロ 会議用会場借上費						
	ハ 会議費						
	ニ その他						
3. 合計	—						

(様式第8)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金に係る消費税額及び地方消費税額
の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号。以下「交付要綱」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第11条第1項による額の確定額） 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額（3. - 2.） 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け府原対第166号)第16条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載する。

(様式第10)

取得財産等明細表 (平成 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け府原対第166号)第16条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載する。

(様式第11)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所
都道府県知事 名 印

平成 年度原子力災害対策施設整備費補助金補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった上記補助金の補助事業について、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け府原対第166号）第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由（別紙）
2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）
3. 処分の条件

（注）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

